

木更津市人口急増地区における
通学区域の見直しに関する基本方針

平成29年5月
木更津市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 小学校の通学区域について	2
(1) 通学区域見直しの考え方	2
(2) 新たな通学区域について	3
・ 真舟小学校	
・ 請西小学校	
3. 中学校の通学区域について	4
(1) 通学区域見直しの考え方	4
(2) 新たな通学区域について	5
・ 木更津第二中学校	
・ 太田中学校	
・ 清川中学校	
・ 木更津第三中学校	
4. 新たな通学区域の施行にあたり配慮する事項	7
(1) 安全対策の徹底について	7
(2) 通学区域外就学の柔軟な対応について	7
(3) 教育環境の充実について	7

参考資料

- ・ 真舟小学校と請西小学校の通学区域
- ・ 木更津第二中学校と太田中学校の通学区域
- ・ 清川中学校と木更津第三中学校の通学区域

1. はじめに

教育委員会が、平成23年10月に策定し、平成28年11月に変更した「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」では、適正規模・適正配置に向けた取り組みとして、木更津市人口急増地区にある真舟小学校、木更津第二中学校、清川中学校について、隣接する学校との通学区域の見直しを行うことが緊急の課題となっておりました。

これを受け、真舟小学校及び請西小学校、木更津第二中学校及び太田中学校、更に清川中学校及び木更津第三中学校の通学区域を見直すため、教育委員会は、平成28年11月に学識経験者、保護者、地域住民などの代表で構成される「木更津市立小学校及び中学校通学区域審議会」に「木更津市人口急増地区における通学区域について」の諮問を行いました。

審議会では、関係各校を取り巻く住宅、道路環境など諸問題を考慮し、現地調査などを行いながら通学区域の見直しについて慎重に検討し、その結果の取りまとめがなされ、平成29年2月に教育委員会に答申が提出されました。

教育委員会では、答申の内容を尊重して通学区域を決定するとともに、児童・生徒のより良い学習環境の整備・充実を図るべく基本方針を策定しました。

平成29年5月

木更津市教育委員会

2. 小学校の通学区域について

(1) 通学区域見直しの考え方

「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、小学校の適正規模は、12学級から18学級と定めています。しかしながら、今回の通学区域の見直しの対象とした真舟小学校の規模は、平成28年5月1日現在で、学級数 24学級、児童数 793人 となっています。

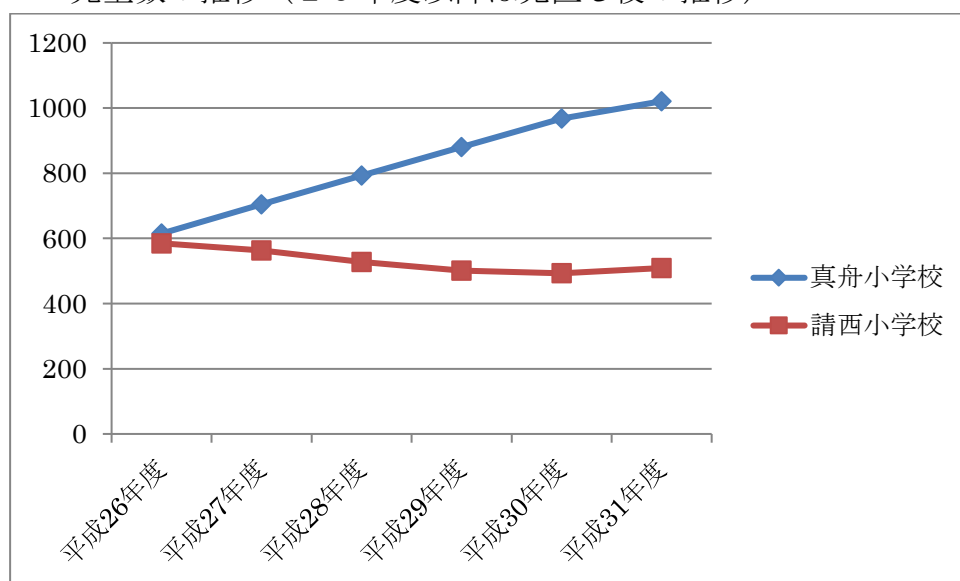
児童数の推移をみると、平成26年度に真舟小学校が開校した当初は平均化していた児童数が請西小学校は減少傾向に、また真舟小学校は、この2年間で突出して大規模化しており、平成34年度には1300人を超える児童数及び最低13教室の不足が見込まれております。

真舟小学校区は、平成26年4月の開校時に通学区域を設定した経緯があり、現真舟小学校区の保護者住民の理解を得るためには、校舎増設も視野に入れた、通学区域の見直しの必要があると判断しました。

平成28年5月1日現在の学級数及び児童数

学校名	学級数(特別支援学級を除く)	児童数(特別支援学級児童を含む)
真舟小学校	24学級	793人
請西小学校	17学級	528人

児童数の推移(29年度以降は見直し後の推移)



(2) 新たな通学区域について

今回の通学区域の見直し対象とした、真舟小学校は平成26年4月に開校するにあたり、通学区域の見直しを行った区域であり、再度の見直しは保護者の理解が得にくいと判断したため、今後、使用収益が開始される請西千束台特定土地区画整理区域を請西小学校に編入します。

ただし、学区変更後においても真舟小学校に教室不足が見込まれるため、鉄骨造校舎を増設することとします。

- ① 実施時期 平成29年7月
- ② 実施学年 全学年
- ③ 新通学区域

学校名	通学区域	平成30年4月 予測児童数及び学級数 (平成28年5月1日現在の 住民基本台帳による)
真舟小学校	真舟1丁目～5丁目 請西南1丁目～5丁目 請西東6丁目～8丁目 請西（請西小学校の通学区域を除く）	968人・30学級
請西小学校	請西1丁目～4丁目 請西東1丁目～5丁目 請西（ 請西千束台特定土地区画整理区域（旧真舟小学区） 及び同区画整理区域の東側については、都市計画道路草敷潮見線の北側）	493人・14学級

3. 中学校の通学区域について

(1) 通学区域見直しの考え方

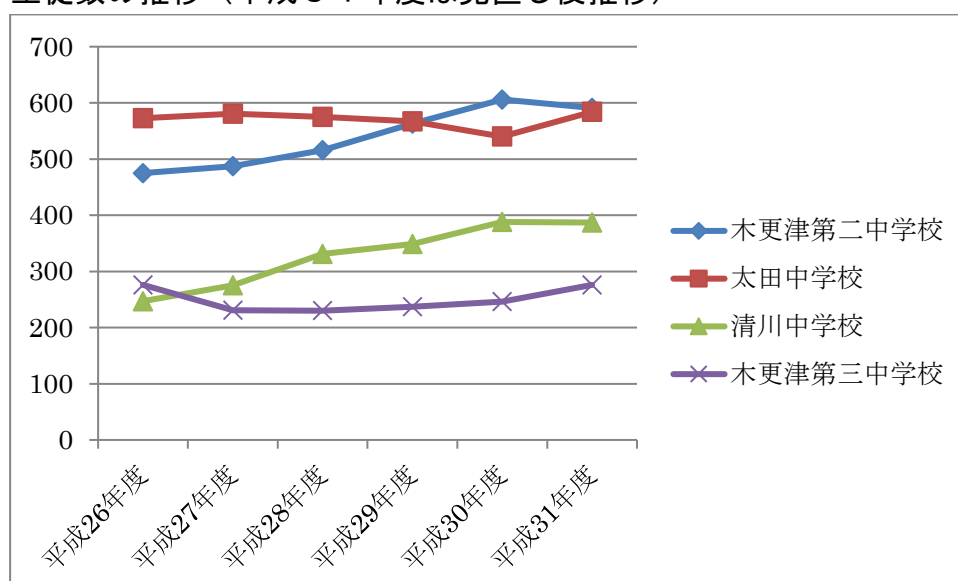
中学校の通学区域の見直しにあたっては、「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」において、人口急増地域における隣接校との通学区域の見直しを検討するとして、木更津第二中学校と太田中学校、清川中学校と木更津第三中学校の通学区域を検討しました。中学校の適正規模は、9学級から18学級と定めています。

平成28年5月1日現在では、木更津第二中学校、太田中学校、清川中学校、木更津第三中学校とも適正規模となっておりますが、今後の生徒数の推移を見ますと、木更津第二中学校については平成32年度以降、清川中学校については平成31年度以降に教室数の不足が見込まれます。

平成28年5月1日現在の学級数及び生徒数

学校名	学級数(特別支援学級を除く)	生徒数(特別支援学級生徒を含む)
木更津第二中学校	15学級	516人
太田中学校	18学級	575人
清川中学校	10学級	331人
木更津第三中学校	8学級	230人

生徒数の推移(平成31年度は見直し後推移)



(2) 新たな通学区域について

木更津第二中学校については、平成32年度以降教室数の不足が見込まれるため、請西東6丁目～8丁目及び請西南2丁目～4丁目を太田中学校へ編入します。学区変更後において太田中学校に教室不足が見込まれる場合は、鉄骨造校舎を増設することとします。

また、清川中学校については、平成31年度以降に教室数の不足が見込まれるため、清見台東3丁目、菅生（市立東清小学校通学区域を除く。）、清川1・2丁目を木更津第三中学校へ編入します。

これにより、祇園小学校の児童全員が木更津第三中学校に通学することとなります。

なお、実施時期については、平成31年4月から、新第1学年より順次行います。

- ① 実施時期 平成31年4月
- ② 実施学年 第1学年より順次
- ③ 新通学区域

学校名	通学区域	平成31年4月 予測生徒数及び学級数 (平成28年5月1日現在の 住民基本台帳による)
木更津第二中学校	真舟1丁目～5丁目 請西南1丁目、5丁目 請西（請西千束台特定土地区画整理区域を含む市道120号線より西側の区域） 請西1丁目、2丁目 新田1丁目～3丁目 文京1丁目～6丁目 貝淵1丁目～4丁目 潮見1丁目～7丁目 幸町1丁目～3丁目 桜町1丁目、2丁目 桜井 桜井新町1丁目～5丁目	591人・17学級

	潮浜 1丁目～3丁目 木材港 新港	
太田中学校	東太田 1丁目～4丁目 太田 1丁目 8番～15番 太田 2丁目～4丁目 清見台 2丁目、3丁目 清見台南 1丁目～5丁目 請西 3丁目、4丁目 請西東 1丁目～5丁目 請西東 6丁目～8丁目（旧木二中学区） 請西南 2丁目～4丁目（旧木二中学区） 請西（木更津第二中学校の通学区域を除く）	584人・17学級
清川中学校	菅生 椿 笹子 日の出町 犬成 ほたる野 1丁目～4丁目 中尾 伊豆島	387人・12学級
木更津第三中学校	太田 1丁目 1番～7番 永井作 永井作 1丁目～2丁目 牛袋 100番地台 長須賀（県道木更津袖ヶ浦線東側の区域） 清見台 1丁目 清見台東 1丁目～2丁目 清見台東 3丁目（旧清川中学区） 祇園 祇園 1丁目～4丁目 菅生（市立東清小学校通学区域を	276人・9学級

	除く。） 清川1丁目～2丁目（旧清川中学区）	
--	---------------------------	--

4. 新たな通学区域の施行にあたり配慮する事項

（1）安全対策の徹底について

通学区域の変更は、児童・生徒にとっては、通学路が変わるなど新たな環境での通学がストレスとなったり、また、保護者にとっても不安材料になる可能性があります。

新たな通学区域の施行にあたり、児童・生徒の安全を確保するため地域と連携し、交通安全・防犯等に最大限の対策を講じるよう配慮いたします。

（2）通学区域外就学の柔軟な対応について

教育委員会では、「木更津市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱」により通学区域外就学の手続きに関し必要な事項を定めております。

新たな通学区域が施行されても、兄弟姉妹が旧通学区域の学校に在籍している場合などは、通学区域の施行に関しての取扱いを定めたくえで、通学区域外就学の柔軟な対応について最大限に配慮いたします。

（3）教育環境の充実について

今回、通学区域の見直しを検討した区域は、これからも住宅の建設が進み、更なる人口増加が予測されるところであります。

児童・生徒や保護者にとって、通学区域が変わることによる影響は大きなものがあります。その不安を軽減していくために、児童・生徒の良い学習環境づくりに最優先に配慮し対応いたします。